

第9節 資料（データ等）

1 検討経緯

月 日	地域医療構想調整会議	その他
平成27年10月 2 日	・ 第 1 回調整会議開催 (設置、会長等選任、概要説明)	
平成27年10月30日	・ 調整会議幹事会開催 (第 1 回幹事長選任、概要説明)	
平成27年11月27日	・ 調整会議幹事会開催 (第 2 回幹事会 (介護分野))	各町及び各介護サービス機関対象
平成27年12月18日	・ 調整会議幹事会開催 (第 3 回幹事会 (医療分野))	各医療機関及び各医療団体対象
平成28年 2月19日	・ 調整会議幹事会開催 (第 4 回幹事会)	【たつき台】の提示
平成28年 3月22日	・ 第 2 回調整会議開催	【素案】の提示

【参 考】

(1) 平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議 **【平成27年10月2日（金）開催分】**

- ・ 平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議（次第）
- ・ 地域医療構想の策定について（資料N01）
- ・ 南檜山圏域地域医療構想調整会議設置要綱（資料N02）
- ・ 各圏域における北海道地域医療構想の構成（体系）について（資料N03）
- ・ 南檜山圏域地域医療構想策定のための進め方（資料N04）

(2) 平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第1回幹事会

【平成27年10月30日（金）開催分】

- ・ 平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第1回幹事会（次第）
- ・ 「地域医療構想」の策定について（資料N01）
- ・ 南檜山圏域地域医療構想調整会議設置要綱（資料N02）
- ・ 南檜山圏域地域医療構想策定のための進め方（資料N03）
- ・ 南檜山圏域の概況（資料N04）
- ・ 南檜山圏域の基盤整備（施設・駐所サービス等）の状況（H27.4.1現）（資料N05）
- ・ 各町での検討（資料N06）
- ・ 南檜山圏域地域医療構想の策定について（資料N07）

(3) 平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第2回幹事会（介護分野）

【平成27年11月27日（金）開催分】

- ・ 平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第2回幹事会（次第）
- ・ 北海道一人当たり医療密着度指数、介護充足度指数等（資料N01）

- ・日本創世会議首都圏問題検討分科会（資料N02）
- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第1回議事録
- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第1回幹事会議事録（タビリエスト版）

（4）平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第3回幹事会（医療分野）

【平成27年12月18日（金）開催分】

- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第3回幹事会（次第）
- ・2025年における4機能別医療需要（資料N01）
- ・日本創世会議首都圏問題検討分科会（資料N02）
- ・北海道一人当たり医療密着度指数、介護充足度指数等（資料N03）
- ・将来の病床数の必要量の推計について（資料N04）
- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第1回議事録
- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第1回幹事会議事録（タビリエスト版）
- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第2回幹事会議事録（タビリエスト版）

（5）平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第4回幹事会

【平成28年2月19日（金）開催分】

- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第4回幹事会（次第）
- ・南檜山地域推進方針（別冊）～南檜山圏域地域医療構想～【たたき台】

（6）平成27年度第2回南檜山圏域地域医療構想調整会議

【平成28年3月22日（火）開催分】

- ・平成27年度南檜山圏域地域医療構想調整会議第2回（次第）
- ・南檜山地域推進方針（別冊）～南檜山圏域地域医療構想～【素案】

【南檜山圏域地域医療構想調整会議設置要綱】

(設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域（医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、南檜山圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組 織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者を委員とし、当該委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 調整会議は、必要の都度議長が招集する。

- 2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 調整会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、委員が所属する各団体から議長が指名する。
- 3 幹事会には、幹事の互選により幹事長を置く。
- 4 幹事長は、幹事会の議事を総理する。

(庶務)

第8条 調整会議に関する庶務は、檜山振興局保健環境部(保健行政室企画総務課)において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年10月2日から施行する。

別表 委員名簿

各 町	江差町長	
	上ノ国町長 (副議長)	
	厚沢部町長	
	乙部町長	
	奥尻町長	
各関係医療機関 (病院)	医療法人社団恵愛会佐々木病院長	
	北海道立江差病院長	
	厚沢部町国民健康保険病院長	
	乙部町国民健康保険病院長	
	奥尻町国民健康保険病院長	
	(診療所) ※有床・在宅医療	道南勤医協江差診療所長
		医療法人社団半澤医院長 (※H27. 12. 20廃止)
		医療法人雄心会江差脳神経外科クリニック院長
		町立上ノ国診療所長
		上ノ国町立石崎診療所長
各関係団体	一般社団法人檜山医師会長 (議長)	
	一般社団法人函館歯科医師会長	
	一般社団法人函館薬剤師会長	
	社団法人北海道看護協会道南南支部長	
	南檜山医療・介護連携推進会議長	
	檜山地域ケアマネジャー連絡会長	
各介護福祉サービス機関	介護老人保健施設カタセールえさし施設長	
	江差町地域包括支援センター長	
	上ノ国町地域包括支援センター長	
	厚沢部町地域包括支援センター長	
	乙部町地域包括支援センター長	
	奥尻町町地域包括支援センター長	
	江差地域訪問看護ステーション施設長	
	松岡訪問看護サービス施設長	
訪問看護ステーションノテ乙部施設長		

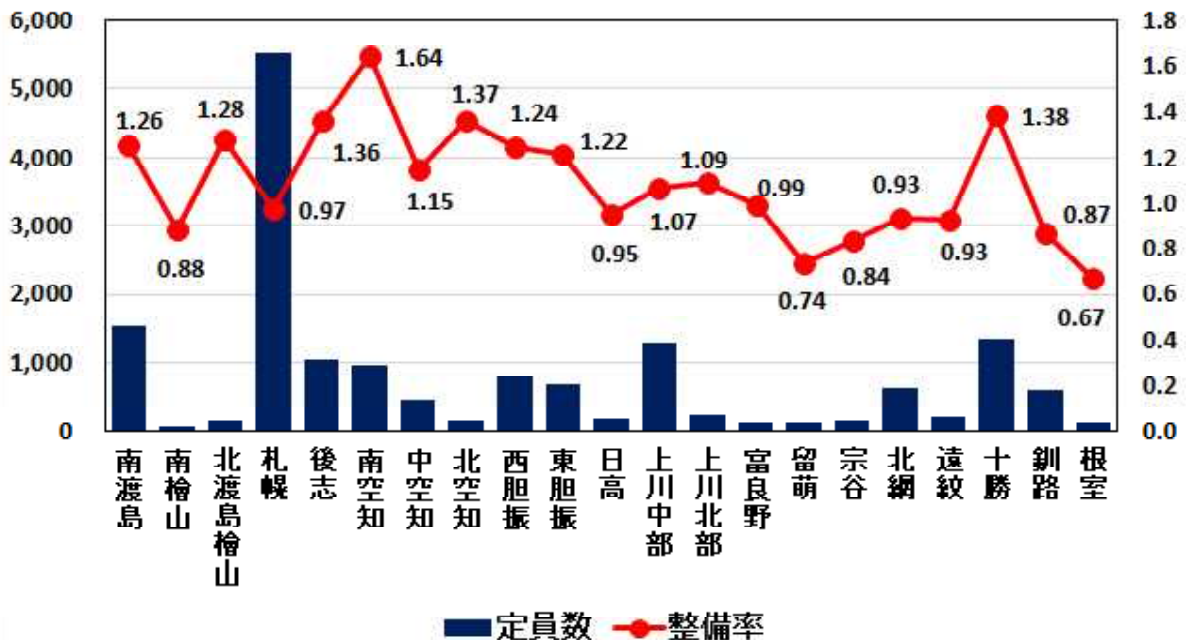
※幹事長は、一般社団法人檜山医師会事務局長とする。

3 北海道の介護基盤整備状況 (H27.4.1現在)

1 特別養護老人ホーム(地域密着型)介護老人福祉施設



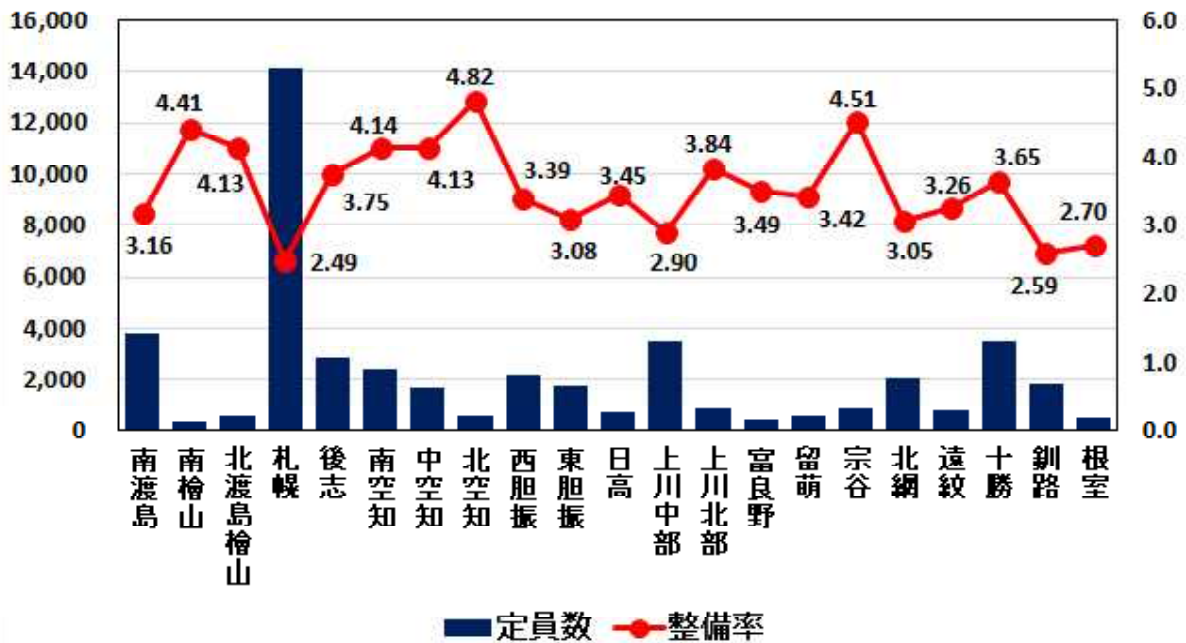
2 介護老人保健施設



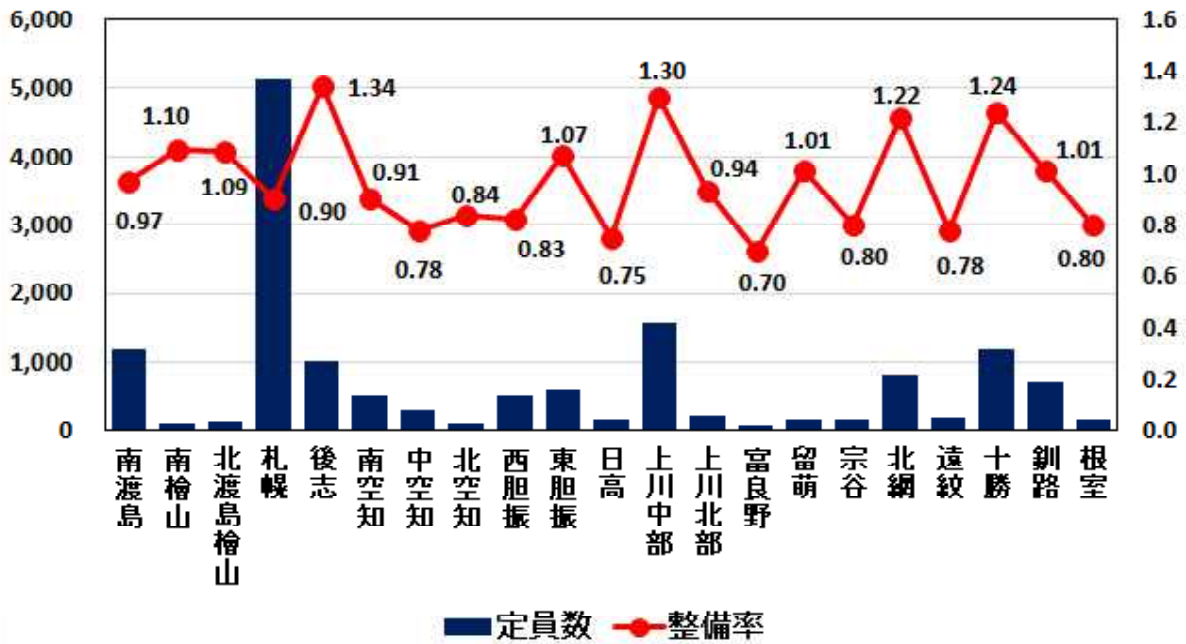
3 介護療養型医療施設



4 介護保険3施設+地域密着型介護老人施設(1~3の合計)



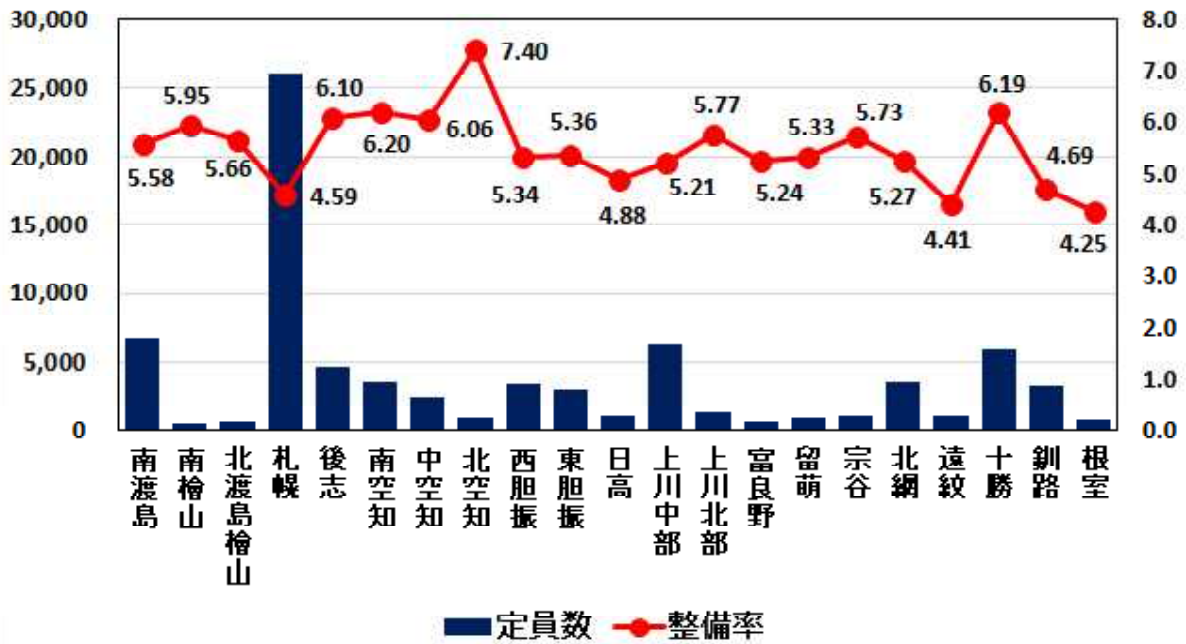
5 認知症グループホーム



6 (地域密着型)特定施設入居者生活介護



7 介護保健法関連施設(4~6の合計)



8 養護老人ホーム



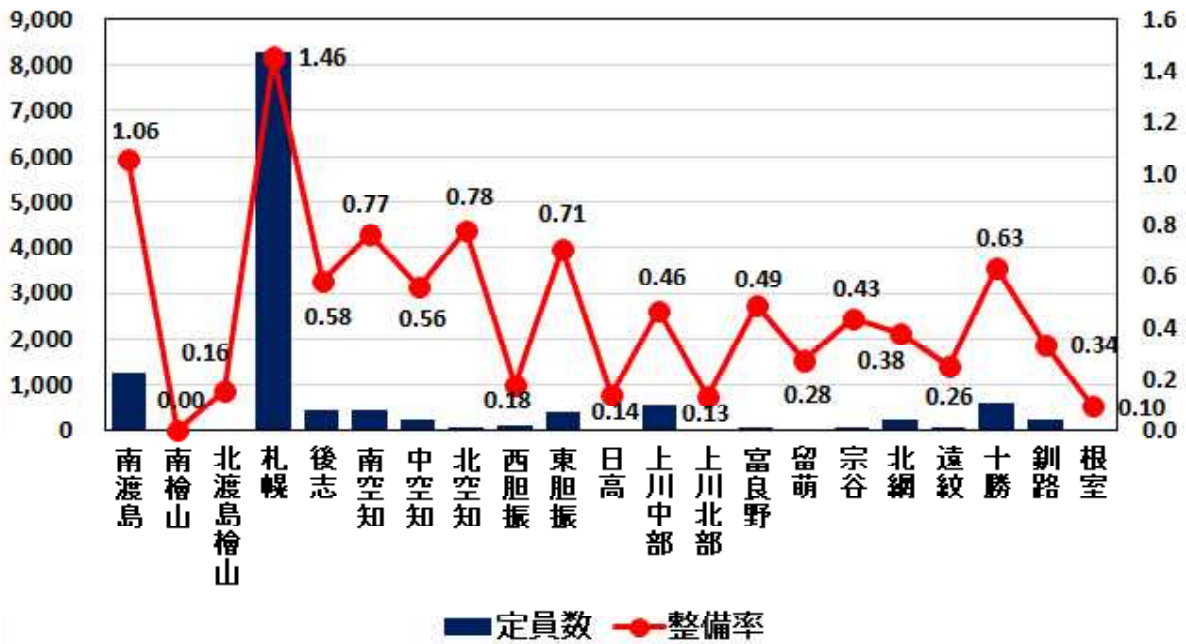
9 軽費老人ホーム



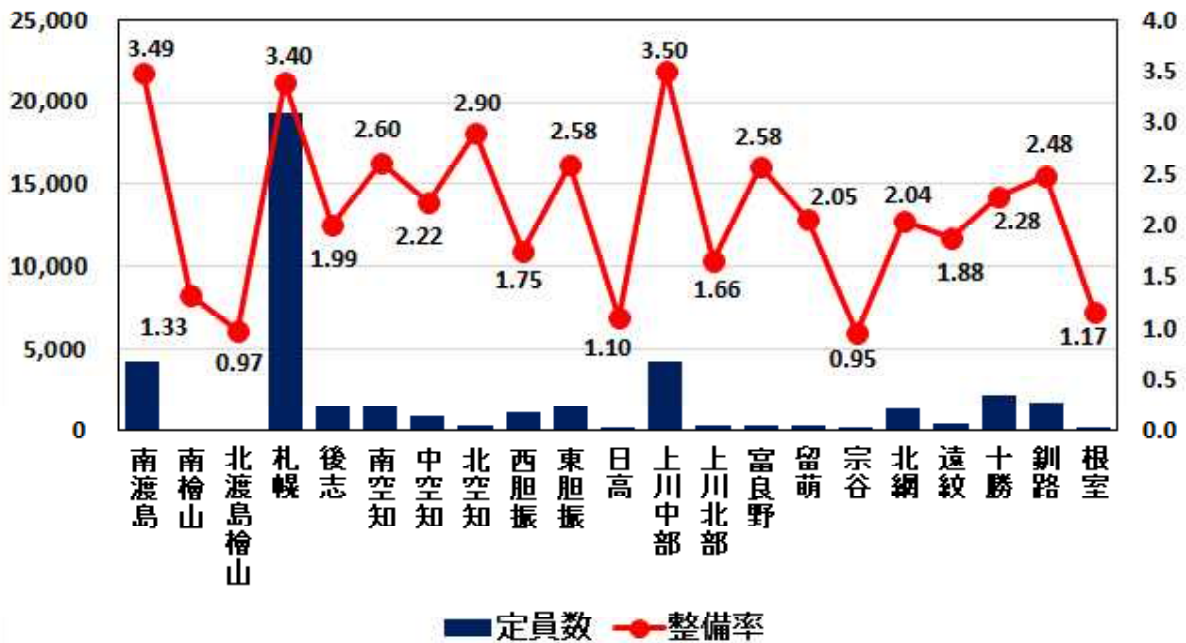
10 有料老人ホーム



11 サービス付き高齢者向け住宅



12 老人福祉法関連施設(8~11の合計)



13 全施設(6 特定施設を除く)

